加古川市こども家庭センターにおける母子保健担当窓口運営要綱

令和8年3月10日
こども部長決定

（目的）

第１条　この要綱は、加古川市こども家庭センターにおける母子保健担当窓口（以下、「母子保健担当窓口」）の名称及び運営内容について定める。

（名称及び位置）

第２条　母子保健担当窓口の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
育児保健課	加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所内
ぽかぽか相談室	加古川市平岡町新在家615番地の１ イオン加古川店内

（業務時間）

第３条　業務時間は、育児保健課にあっては午前８時30分から午後５時15分まで、ぽかぽか相談室にあっては午前９時から午後５時30分までとする。

（休業日）

第４条　育児保健課の休業日は、次のとおりとする。

（１）土曜日及び日曜日

（２）国民の休日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日

（３）12月29日から翌年１月３日まで

２　ぽかぽか相談室の休業日は、次のとおりとする。

（１）東加古川市民総合サービスプラザの設置及び管理運営に関する要綱第４条各号に掲げる休業日

（２）市長が必要があると認めた日

（職員の配置）

第５条　母子保健担当窓口は、保健師、助産師その他の母子保健に関する専門知識を有する者を１名以上配置する。

（業務の内容）

第６条　母子保健担当窓口は、次に掲げる業務を行う。

（１）母子健康手帳の交付に関すること。

（２）妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること。

（３）妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと。

（４）支援プランを策定すること。

（５）保健医療又は福祉の関係機関と連携調整を行うこと。

（６）その他妊産婦及び乳幼児の保護者等の支援に関すること。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、母子保健担当窓口の運営に関し必要な事項は、別

に定める。

附　則

1　この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2　加古川市子育て世代包括支援センター運営要綱（令和6年4月1日こども部長決定）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和８年10月１日から施行する。